琉球大学学術リポジトリ

苦力貿易とロバート・バウン号事件：福建師範大学におけるシンポジウムへの基調報告

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-09-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1835

苦力貿易とロバート・バウン号事件

——福建師範大学におけるシンポジウムへの基調報告——

西　里　喜　行

Coolie Trade and The Robert Bowne Mutiny Incident —— The Reports Presented to the Symposium in Fujian Teachers University——

Kikō NISHIZATO*

(Received Aug. 20, 1985)

はじめに

沖縄タイムス社主催の「琉球～中国交流史を考える」シンポジウムが，1985年7月4日と5日の2日間にわたって，中国福建省福州市の福建師範大学で開催された。この国際シンポジウムへ参加した沖縄側のメンバーは，宮城鷹夫（沖縄タイムス社取締役専務）・宮城篤正（浦添市立図書館館長）・高良倉吉（沖縄史料編集所専門員）・上里賢一（琉球大学助教授）らの諸氏であり，私もメンバーの一人として参加した。中国福建省の側からは，

①劉蕙孫（福建師範大学教授）
②王啓民（福建師範大学副教授）
③徐恭生（福建師範大学講師）
④謝発揚（福建師範大学講師）
⑤楊重建（福建師範大学助手）
⑥林萱治（福州地方志弁公室主任）
⑦官桂銓（福州市文物管理委員会研究員）
⑧陳泗東（泉州市文物管理委員会）
⑨王蓮茂（泉州市歴史学会秘書長）
⑩沈玉水（泉州市海外交通博物館）
⑪謝必震（厦門大学南洋研究所研究生）

の諸氏をはじめ，多くの方々が参加された。

シンポジウムは7月4日の午前9時からはじまり，主催者側及び福建師範大学側の挨拶の後、午前中は沖縄側から高良・宮城（篤）・西里・上里の順で基調報告が行われた。午後は中国側から劉蕙孫・王啓民・徐恭生・林萱治・官桂銓の諸氏が，沖縄側の基調報告と関連させながら，個別具体的なテーマのもとに報告を行なった。ついで，翌5日には，前日の諸報告と新たに陳泗東・王蓮茂・沈玉水・謝必震らの諸氏の報告をもふまえて活発な討論が展開され，多くの成果を確認しつつシンポジウムは成功裏に幕を閉じた。

シンポジウムに提起された論点は多岐にわたるけれども，大略，①進貢貿易をめぐる問題，②苦力貿易をめぐる問題，③琉球～中国文化交流に関する問題に要約される。その全容については，いづれなんらかの形で公刊されるはずであるので，ここでは，とりあえず私の報告と関連する論点についてのみ紹介することにする。

進貢貿易を可能ならしめた東アジアの国際秩序が崩壊，再編されようとする時点で発生したロバート・バウン号事件とそれをめぐる関係諸国の対応の仕方を検討することによって，事件の歴史的意義を提示しようとした私の報告に関連して，華僑史もしくは苦力貿易の展開という巨視的な視点からロバート・バウン号事件へアプローチしたのは，福建師範大学の王啓民氏であった。

王啓民氏の提起された論点は，およそ次のよう

※ Dept. of Social Sciences, College of Education, University of the Ryukyus.

に要約される。①苦力貿易の歴史は，第一期（18世紀末からアヘン戦争前夜まで），第二期（アヘン戦争から19世紀70年代まで），第三期（19世紀70年代末から19世紀末まで），第四期（20世紀初頭から20世紀20年代まで）に時期区分される。②苦力貿易がピークに達するのは，第二期の19世紀50～60年代であって，第三期以降は下降傾向をたどるが，その最大の原因は植民地主義者に虐待された苦力たちが反乱，抵抗をくりかえしたことにあり，「契約移民史は中国人契約労働者の闘争史であるということもできる」。③ロバート・バウン号事件は苦力貿易がピークに達する第二期の事件で，中国人民の植民地主義への抗議を示すとともに，琉球人民の中国人民への友好，連帯を示す事件であったと考える。④中国（福建）人民は植民地主義者の苦力貿易に憤激し，政府当局へ代表を派遣して苦力救済を請願したが，清朝の地方当局は植民地主義者から賄賂をもらって黙認するばかりで，腐敗・堕落していた。

以上のような王啓民氏の論点は，氏の最近の研究論文「契約華工制的歴史分期問題」（契約移民史の時期区分問題）をふまえて提起されたものであった。従って，氏の論点を深く理解するには，前掲論文の検討が必要である。そこで，以下，シンポジウムへの私の報告要綱とともに，王啓民氏の前掲論文を全文訳出して紹介することとしたい。このような試みによって，今後の日中学術交流の発展にいくらかでも寄与できれば幸いである。

Ⅰ　西里報告「ロバート・バウン号事件とその歴史的意義」

1　事件の世界史的背景

欧米資本主義列強の世界市場へくみ入れられる以前の東アジアには，近代的な「国際法」（万国公法）にもとづくヨーロッパ世界の国際関係とは異なる特殊な国際関係が形成されていた。それは第一に，清国と朝鮮・琉球・越南などの諸国との冊封・朝貢関係であり，第二に，幕藩制の日本（薩摩藩）と琉球の支配・従属関係である。

第一と第二の「国際」関係は，琉球を媒介として一つに結びつけられ，共通の政治・経済（交易）・文化圏としての東アジア世界を形成する枠組みとなっていたといえる。換言すれば，琉球は清国を中心とする国際秩序＝冊封体制と幕藩制日本（薩摩藩）を一つに結びつける結節点，つまり東アジア世界の「扇の要」（キーストン）としての位置を占めていたということになる。

1840－42年のアヘン戦争は，東アジア世界の国際秩序に対するイギリス資本主義の挑戦であった。清英南京条約につづく清仏黄埔条約，清米望厦条約の締結によって，東アジアの国際秩序は激しく動揺せざるをえなかった。東アジア世界のキーストンとしての琉球へも，欧米資本主義列強の艦船が陸続として押しよせ，修好・貿易・布教を要求しはじめた。琉球及びその他の東アジア諸国は，日ましに強まる欧米列強の圧力の前になす術を知らず，ひたすら従来の冊封体制の国際秩序維持機能に頼らざるをえなかったが，宗主国としての清国自体の威信低下にともなって，冊封体制の機能も麻痺しはじめたのである。

資本主義の原料供給地，商品販売市場，あるいは労働力供給源として，アジア・アフリカ・中南米に植民地を求めて進出してきた欧米列強は，1848年のカリフォルニア金鉱山の発見を契機に，さらに大量の労働力をアジアに求め，とりわけ海外渡航禁止令を無視して清国から大量の苦力（クーリー，中国人労働者）をアメリカその他へ向け「輸出」するにいたった。同年，フランスの二月革命直後，奴隷完全解放が決議されたことに象徴されるように，黒人奴隷貿易の禁止，奴隷制度廃止の潮流は，世界の趨勢となりつつあったにもかかわらず，否，それ故にかえって，プランテーションに代表される資本主義企業は，黒人奴隷に代る労働力を探し求めざるをえず，ここに於いてインドや中国の苦力の存在がクローズアップされるにいたったのである。

かくて，治外法権に守られた欧米人の手によって，中国沿岸の開港都市からアメリカ大陸やキューバ・西インド諸島へ向けて大量の苦力が送り出された。いわゆる「苦力貿易」の全面展開である。「苦力貿易」は「もう一つの奴隷貿易」と称されたように，誘拐同然の手法で駆り集められた苦力たちは，「豬仔」（豚）として取り扱われ，悲惨な境遇に投げこまれた。

19世紀の50年代，「苦力貿易」が最盛期を迎えたころには，琉球列島は中国沿岸の開港都市から目的地のハワイやアメリカ大陸へ向う「苦力貿易」船の海上ルートに位置していた。多数の「苦力貿易」船が頻繁に琉球近海を往来した。アメリカ船ロバート・バウン号（the Robert Bowne）もそのなかの一隻である。

1852年4月，琉球列島のなかの石垣島へ「漂着」したバウン号は，「苦力貿易」の実態を暴露することになったばかりでなく，琉球・日本（薩摩）・清国・アメリカ・イギリスを含む当時の東アジアにおける国際関係の現実をも照射し，冊封体制がどの程度機能しえたかを示すテスト・ケースを提供した。

ロバート・バウン号事件については，関係国に次のような記録が残されている。

①『歴代宝案』第二集，巻192～196
②『球陽』巻22
③『中山世譜』巻13
④『毛姓家譜』（上里家）・『馬姓家譜』（小録家）（以上，いづれも『那覇市史』資料篇1の7所収）
⑤『八重山嶋江異国船来着唐人唎人等下卸置候付一巻帳』（『琉球評定所記録』1498）
⑥『八重山嶋江唎船より卸置候唐人等一件付渡海之御使者日記』（『琉球評定所記録』1499，1500）
⑦『籌弁夷務始末』咸豊朝，巻七
⑧B. P. P. Corespondence Respecting Emigration From China, 1852-1853, No. (1686) LXⅧ
⑨The American Diplomatic & Public Paper, The United States and China, Series Ⅰ, Vol. 17. Coolie Trade The China Emigration.

ロバート・バウン号事件をとりあげた研究著書・論文には，次のようなものがある。

①可児弘明著『近代中国の苦力と「豬花」』（岩波書店，1979）
②宮田俊彦『琉球・清国交易史』（第一書房，昭和59年）
③平和彦「アメリカ苦力貿易船ロバート・バウン号の八重山漂着事件」（『南島――その歴史と文化――』所収，昭和51年）
④陳哲雄「八重山『唐人墓』についての史的研究」（『南島史論』所収，1972年）
⑤P. C. Campbell, "Chinese Coolie Emigration" (1923)
⑥Robert L. Irick, "Ch'ing Policy Toward the Coolie Trade 1847-1899" (Chinese Materials Center, 1982)

以上の諸資料・文献をふまえながら，ロバート・バウン号事件を当時の琉球・中国関係を含む東アジアの国際秩序のなかに位置づけ，その原因と経過，歴史的意義について再検討してみたい。

2　事件の原因と経過

①1852年3月21日（咸豊2年2月1日），アメリカの「苦力貿易船」ロバート・バウン号は，400余名の苦力を乗せて厦門を出航し，アメリカのカリフォルニア（サンフランシスコ）へ向った。

②出航後まもなく、バウン号の船長や船員（イギリス人）たちは，苦力を裸にして固いブラシで身体をこすり冷水をかけ，弁髪を切断した外，病気で死にかかっていた苦力二人を海へ突き落したため，苦力たちは遂に不満を爆発させ，船長・副船長ら5名を殺害，バウン号を奪取し，船員たちを強制して進路を台湾へ向けさせた。

③同年4月8日，バウン号は八重山群島石垣島の崎枝村沖合いで座礁したため，苦力380名，アメリカ人一名が石垣島へ上陸，琉球の地方官たちに保護された。翌日，バウン号は離礁したが，船員たちは石垣島へ上陸した苦力とアメリカ人を放置したまま，船中に留まっていた20余名の苦力のみを乗せて厦門へ引き返した。

④琉球の地方官たちは，とりあえず崎枝村に仮宿舎を急造して残留の苦力たちを収容したが，まもなく富崎村近辺に新築した宿舎へ移動させ，衣食を提供した外，医者を呼びよせて病人を治療させた。この間，二名の苦力が病没し，手厚く埋葬された。

⑤厦門へ帰還したバウン号から事件発生の通報をうけたアメリカ・イギリスの厦門駐在領事たちは，苦力捕縛のためにイギリス船二隻を石垣島へ派遣した。同年5月4日にコンテスト号（Contest）が，同年5月6日にはリリー号（Lily）が相ついで石垣島近海へ到来し，苦力たちの宿舎を威嚇砲撃した

後，武装兵200余名を上陸させ，苦力捕獲作戦を展開した。上陸・捕獲作戦は一週間もの間，ほとんど毎日続けられ，上陸した200余名のイギリス兵たちは苦力23名を捕獲し，アメリカ人一名を救出した。この間に，苦力３名が銃殺され，２名は縊死し，14名は服従を申し出た。

⑥同年５月11日，イギリス船二隻が退去した後，山野に逃亡していた苦力たちは宿舎へもどり，琉球の地方官らの看護をうけたが，同年５月22日，またしても苦力捜捕のためにアメリカ船一隻（サラトガ号）が石垣島近海へ到来した。翌日，太刀・槍・銃砲などで武装した100余名のアメリカ人たちは，上陸して山野を捜索し，苦力50名を捕獲，さらに同年５月28日にも同様の作戦を展開して苦力７名を捕獲し，翌日退去した。捕獲を免れた苦力たちは，再び宿舎へもどり，琉球の地方官らに介抱された。

⑦イギリス船リリー号で厦門へ連行された苦力21名のうち，18名は広州に送られたが，広州駐在のアメリカ代理公使パーカー（P. Parker）は，予備審査によって苦力の「海賊的行為」を有罪と認定し，同年６月14日，その旨を両広総督の徐広縉へ通知するとともに，清国側の正式裁判へ委ねるべく18名の苦力を引き渡した。同年７月９日，徐広縉は18名の苦力のうち１名だけを有罪と認定し，他の17名に無罪を宣告して放免した旨，パーカーへ通知したが，パーカーは徐広縉の判決を不当として納得せず，17名の苦力の取扱いをめぐって，パーカーと徐広縉の間に二か月にわたる交渉が続けられた。同年８月19日，パーカーはアメリカ国務長官ウェブスター（Daniel Webster）へ書簡を送り，清国へ圧力を加えるためアメリカ海軍を急派すべしと主張したが，アメリカ政府のとりあげるところとはならなかった。

⑧石垣島駐在の地方官吏から再三にわたって事件の報告をうけた琉球王府は，残留苦力を福州へ護送するために三隻の船を用意したが，アメリカ・イギリスとの間に事端を生ずることを恐れて暫く護送計画の実行を中止し，とりあえず清国側への事件報告と苦力護送についての指示を仰ぐために，同年11月11日，請諭使として馬克承らを福州へ派遣した。翌年（1853年）の５月26日，福州琉球館在住の鄭維新（池宮城里之子親雲上）が福建当局の咨文を持参して福州を出発，同年６月23日那覇へ到着した。

⑨福建当局から琉球へ送られた咨文の内容は，「わが方（清国側）から厦門駐在のアメリカ・イギリス領事らに照会したところ，『すでに捕獲・連行されてきた苦力のうち，ある者は裁判にかけられ，ある者は無罪放免され，事件はすでに決着済みであるから，いまなお石垣島に残留している苦力の罪は不問に付す』との返答を寄せてきたので，アメリカ・イギリスに遠慮することなく，すみやかに福州へ護送するように」との趣旨であった。かくて，琉球王府は毛成憲（上里親雲上）らに苦力護送の任務を与え，護送船二隻を石垣島へ向わせた。

⑩1853年10月30日，毛成憲らは石垣島へ到着，翌日，一年七か月にわたって石垣島に滞留していた172名の苦力を海船二隻に分乗させて石垣島を出航，福州へ向った。同年11月６日，苦力護送船は浙江省定海県の沖合いで，突然，海賊船八隻の襲撃を受け，武器・銀両・貨物をすべて掠奪されるなどのハプニングに遭遇したが，11月８日，ようやく福州へ到着した。毛成憲らは11月14日，福州海防官へ苦力を送り届け，ひとまずその任務を果した。かくて，ロバート・バウン号事件は，琉球にとって，ひとまず解決したわけである。

3　事件の歴史的意義

①ロバート・バウン号事件は，欧米資本主義列強の苦力貿易の実態を暴露した。事件の直接的原因がバウン号船長ブレイスン（L. Bryson）らの苦力虐待にあったことは，広州駐在のアメリカ代理公使パーカーでさえ認めており，「きわめて遺憾なことに，ブレイスン船長が苦力を虐待したという伝聞は，現在では直接的に証明されている」（1852年５月17日付の米極東艦隊司令あて書簡）と言明せざるをえなかった。広州駐在のイギリス領事バウリング（Bowring, Sir John）も，1852年ごろの厦門における「豬仔館」（出港前の苦力収容所，バラクーン）の状況について，次のように述べている。

――「幾百人もの苦力が豬仔館に集められ，まる裸にされ，各人の予定された目的地に応じて胸にC〔キューバ〕，P〔ペルー〕，S〔サンドウィッ

チ島〕などの文字を書きこまれ押印されていた」（1852年8月3日付のマームズベリー英国外務大臣あて書簡）と。

②事件の直接的原因が苦力虐待にあることを自認しながらも，中国駐在のイギリス・アメリカ領事たちは，緊密な協力のもとに苦力捕獲作戦を展開し，公然と東アジアの国際秩序を侵犯した。のみならず，広州駐在のアメリカ代理公使パーカーの如きは，中国地方当局がバウン号事件関連の苦力の無罪を宣言して放免したことに抗議し，不平等条約（望厦条約）を拠りどころにして，アメリカの法律による裁判を執擁に要求した。この事実のなかに，海外渡航を禁止する清国の法律及び東アジアの国際秩序を完全に無視して，欧米の価値基準・権威や法律（いわゆる国際法をも含めて）をストレートに東アジアへも貫徹させようとする欧米列強の意図が，すでに先駆的に暴露されているといえるのではなかろうか。

③イギリス・アメリカが多数の兵員を石垣島へ上陸させて苦力捕獲作戦を展開したことは，東アジアの伝統的な国際秩序に対する重大な侵犯であり，バウン号事件から20年後の台湾事件における日本軍の台湾侵略の前例ともみなされるべき事態であったが，清国・日本（薩摩藩）はもちろん，当の琉球側もイギリス・アメリカの明らさまの国際秩序侵犯行為に，なんら抗議しなかったし，また抗議する能力をもちあわせていなかった。このことは，すでに伝統的な東アジア世界の国際秩序維持機能が失われつつあったことを物語っているといえよう。

④琉球側はイギリス・アメリカの武力を恐れて，苦力捕獲作戦を黙認せざるをえず，あるいはまた慣例通りに残留苦力を福州へ護送する計画を一時中止せざるをえなかったけれども，可能な限り伝統的な国際秩序に従って事を処理し，朝貢国としての義務を尽そうと努力した。石垣島に一年七か月にわたって残留した苦力たちに対しても，琉球側は「該難人，実に天朝の民に係るも，今は遠く海島に在り，郷を離れて日久しく，誠に憐むべきに属す」（歴代宝案，第二集，巻194）という観点から手厚い保護を加えた。この事実は，東アジアの冊封体制のなかで培養された琉球の国際意識＝「国際連帯」の観点を具体的に例示するものであり，今日に継承・発展させられるべき貴重な「遺産」であるといえよう。

もっとも，次の点にも注目しておかなければならない。つまり，琉球王府は，残留苦力の取扱いをめぐる薩摩藩との交渉の過程で，イギリス・アメリカとの摩擦及び財政負担の増大を避けるために，イギリス・アメリカ艦船が苦力捜捕のために再来する場合には，残留苦力を一人残らず引渡すという方針を策定していたこと，これである（琉球評定所記録）。日本（薩摩藩）とともに琉球もまた，自国の安全・利害を優先させることによって，伝統的な東アジア世界の国際秩序の崩壊に，自ら加担しようとしていたことに注目しておきたい。琉球王府の方針は，イギリス・アメリカ艦船が再来しなかったために，現実化することはなかったとはいえ，無視することのできない重要な意味を内包しているといえよう。

⑤ロバート・バウン号の苦力たちが琉球から清国へ護送された後，最終的にどのように取り扱われたのかはよくわからない。しかし，両広総督の徐広縉が広州駐在のアメリカ公使パーカーの執拗な干渉を却けて，苦力18名のうち17名に無罪を宣告したことは注目すべきである。この事実は，徐広縉のような地方当局者でさえ，欧米資本家の非人道的な「苦力貿易」に対して憤激し，ある種の「民族主義」的な感情をもつにいたったことを示しているのではなかろうか。このような「民族主義」的感情は，「苦力貿易」の拠点となった開港都市の民衆に共有され，ロバート・バウン号事件の真相が知れわたることによって，より一層増幅され，高揚させられた。たとえば，広州駐在のイギリス領事バウリングは，1852年7月16日付の外務大臣マームズベリあての書簡において，ロバート・バウン号で船長らを殺害し厦門へ連行されてきた苦力たちの散布する伝言のため，イギリス商社のハバナ向け苦力輸送に困難が生じている旨報告している。

また，同年11月21日から24日にかけて展開された厦門民衆の苦力貿易反対運動は，「民族主義」的感情が爆発したもっとも具体的な例証であるといえよう。イギリス側は民衆暴動の拡大を恐れ，英艦サラマンダー（Salamander）の陸戦隊を厦門へ上陸させ，中国人4名を銃殺，5名以上を負傷さ

せることによって，辛うじて民衆の苦力貿易反対運動を鎮圧したが，イギリスの苦力貿易そのものは重大な困難を被らざるをえなかった（H. B. Morse, "The International Relations of The Chinese Empire" Vol. I . p.401-403)。

かくて，ロバート・バウン号事件は中国民衆の「民族主義」的自覚を覚醒させ，その後の中国近代史の反帝民族主義運動の一つの導火線となったともいえるのではなかろうか。

〈付記〉　以上が，シンポジウムへ提起した私の論点の概要である。その詳細については，別稿で論ずる予定である。

II　王啓民「契約移民史の時期区分問題」（『華僑歴史論叢』第一輯）

契約移民制度〔原文－契約華工制〕は，西側の植民地主義者がわが国〔中国〕の労働力を欺瞞的に略奪した重要な方式であり，18世紀末・19世紀初頭から20世紀初期にいたるまで，100余年にわたって実施された。その間出国した中国人契約労働者は合計約300万人である。

植民地主義者は中国人契約労働者を欺瞞的に略奪する過程で，きわめて卑劣で残忍な方法を用い，国外でもまた中国人契約労働者にたいして非常に残酷な搾取と抑圧をおこなった。これはブルジョアジーの文明史の上では，奴隷買売の後につづくいま一つの罪悪にみちた一章である。

国外の中国人契約労働者と国内の人民は，かってこれにたいして長期の闘争をおこなったが，これは中華民族が植民地主義に反対する闘争史の構成部分となった。

学界では契約移民史の時期区分問題について，まだ討論が展開されていない。本稿では若干の初歩的な検討を加え，同学の士の批正を待つこととしたい。

一

契約移民制が18世紀末・19世紀初頭に出現しはじめてから，19世紀20年代に一定の発展を経て，1840年のアヘン戦争前後に至るまでの約半世紀は，契約移民制度の第一段階である。

欧米の若干の国家では，産業革命が前後して開始され発展し，植民地所有国のアジア・アフリカ・ラテンアメリカ人民に対する略奪は，資本の原始蓄積の段階から商品の大量輸出の段階へ転換し，植民地，半植民地を彼らの商品販売市場および原料生産地に変えた。植民地主義者はまた植民地・半植民地およびその他の落ちぶれた国家の労働力を切実にもとめた。

この時期，清朝政府支配下の中国では，政治は腐敗し，土地の兼併はさらに深刻化し，「田ノ富戸ニ帰スルハ十ノ八九」となった。社会的には「治安ハ寧カラズ」，土匪は横行し，封建的な派閥闘争は盛行し，広範な農民・手工業者及びその他の下層人民は，「終歳勤劬スルモ，十ニ五ヲ獲ズ」「又徭役ニ困シミ，財産は窘乏シ，大ニ風昔〔以前〕ト異ナリ」[1]，多くの人が海外へ出て生活せざるをえなくなった。そのうち，広東人・福建人が最も多数であった。

契約移民制はこのような背景のもとで出現したものである。

東南アジア地方は植民地侵略の重点地区であった。イギリスはインドをより一層略奪すると同時に，一歩一歩，マラヤにおける植民地勢力を拡大したし，オランダの東インド会社が1800年に解散すると，インドネシアはオランダ政府の直接支配に帰した。東南アジアは熱帯性・亜熱帯性の経済作物を盛んに生産したが，なかでも香料・コーヒー・甘蔗糖などはすべて，さらに資本主義の世界市場へ投入され，それにともなってプランテーション経済は日ましに拡大し，礦山もまた少なからず採掘されはじめたが，それらはいづれも大量の労働力を必要とした。植民地主義者から見れば，中国人労働者は賃金が低く，労苦に堪えうるので，都合のよい搾取の対象であった。彼らは現地の華僑のなかから労働者を募集したばかりでなく，さらに直接に中国国内から労働力を引きよせた。

中国人契約労働者がまず東南アジアに出現したのは，むろん偶然のことではない。

各国の植民地主義者のなかでもイギリスの東インド会社がまず契約移民制を採用して，中国の労働力を略奪し搾取した。マルクスは次のように言っている。「七年戦争が起きると，東インド会社は商

業的権力から，軍事的・領主的権力に変わった。東洋における現在のイギリス帝国の基礎がおかれたのはこの時である[2]」と。イギリスの東インド会社はフランスの東インド会社のように深刻な封建的色彩を帯びておらず，その侵略の眼光と手段はオランダの東インド会社を上まわっていたので，まっさきに契約移民制を採用したのも，むろん偶然というほどのことではない。

1785年，マレー半島のペナン（檳榔嶼）はイギリスの東インド会社の植民地となったが，18世紀の末葉，ペナンの総督は「連年イギリス東インド会社の広州駐在代表を通じて，中国人職人と農夫を雇い入れ，会社の船舶でペナンへ運んだ[3]」。1804年ペナン総督は現地の華僑のカピタンが中国へ帰る機会に乗じて，彼に広東省で中国人労働者を募集することを委託したばかりでなく，会社の広州駐在代表に手紙を送り，彼のために資金を準備するように依頼した[4][5]。

ペナンへ運ばれた中国人労働者はどのように待遇されたのか。どのような性質の中国人労働者であったのか。「（中国の）移民たちは帆船に乗って本島（ペナンの管轄に属する——引用者）へやって来る。彼らは自分自身の身代を，船賃及びスペイン銀約20元の飲食費の『抵当』とするが，この金銭はプランテーション経営主が立替え，労働者の賃金から毎月扣除する[6]」ので，このような労働者を indentured labour（契約工）と称した。しかし，その他の資料によると，この20元は船賃と飲食費の合計額を指しているのであって，飲食費を指しているのではないということを指摘しておきたい。

1800年，ペナン市にはすでに中国人契約労働者を譲渡する公開相場があらわれたが，一年契約で雇用されることになっている中国人労働者一人に付，スペインドル30元の値段であった[7]。

この種の中国人労働者は一般の海外華僑とどのような区別があるのか。現地で募集される中国人労働者とどのような区別があるのか。

第一に，彼らの船賃と飲食費は東インド会社の代表が立替えたのであって，自分で支払ったのではない。

第二に，彼らは目的地に到着した後，一般の華僑とはちがって，職業選択の自由がなく，はては人身の自由さえもなく，契約に従ってプランテーションその他の企業で一定の期限が切れるまで働かなければならない。

第三に，プランテーション経営主あるいはその他の雇用主は，東インド会社が立替えた費用を返済し，中国人労働者の船賃と飲食費は賃金のなかから毎月差し引かれる。

第四に，公開相場では中国人契約労働者一人に付30元であることから，船賃・飲食費の外になお10元前後の身代金があったことがわかる。雇主は立替え分の船賃・飲食費を返済し，さらに身代金を出し，その外に少額の賃金を支払ったわけで，これが彼らを奴隷のように使役する経済的前提であった。

また人数についていえば，正確な数字はないけれども，当時市街に公然と譲渡相場表があらわれたことから，一人の中国人労働者ではなく，またごく少数の中国人労働者でもなく，連年記載されていて，相当の人数の中国人労働者であったと断定することができる。

総じて言えば，契約移民制の基本的特徴はすでに備わっており，歴史上の契約移民制が出現したのである。その時期は，18世紀・19世紀の交，輸出地点は最初は広州，到着地点は第一にマラヤのペナン，もっとも早くこの種の労働力調達方式を採用したのは，イギリスの植民地主義者であった。

清朝は自から「物産ハ豊盛ニシテ，有ラザル所ナシ，外国ノ貨物ヲ借リテ以テ有無ヲ通ズルヲ需メズ」と称して，閉関〔鎖国〕政策を実施した。国民の海外渡航についていえば，海禁〔海外渡航禁止令〕はすでに緩和されていたけれども，嘉慶・道光年間まではまだ法令上の許可はなく，ただ地方の官吏の恣意的な判断で黙認されていただけで，実際には非合法状態にあった。

外国人の中国国内における労働者募集に至っては，違法行為であり，植民地主義者はただ初期のアヘン貿易と同様，秘かに行なうより外に仕方がなかった。

中国人契約労働者を運ぶ回数が多くなると，必ず清朝政府の注意を引き起こすことになり，地方の官吏はまた機に乗じて金銭を強要したので，募集の煩わしさもより一層増えた。イギリスの東インド会社は，清朝政府とのもめごとを避け，ある

いは少なくするために，中国人契約労働者の集中搬出港として広州の外に，ポルトガル人の根拠地マカオをも加えた。のみならず，マカオが後には広州を上まわり，中国人契約労働者を搬出する中心となった。マカオはもともとポルトガル人が根拠地とする重要な貿易港だが，イギリス・フランス・オランダの勢力が抬頭して以後，ポルトガルの勢力は益々弱まり，マカオ港もまた衰微した。契約移民制がさかんになった後，マカオはその植民地支配の特殊な地位を利用して，清朝政府の干渉を受けることがなかったので，また活躍しはじめた。この後，マカオは一定程度中国人契約労働者の搬出に依存し，これに寄生することになる。

ペナンは現地で中国人契約労働者を使用しただけでなく，その他の地方でも中国の労働力が切実に求められていたので，一つの中継駅となった。それは，後のシンガポール（1819年イギリスに占領される）とともに，中国人契約労働者の輸送センターとなり，中国から運んで来た後，再びその他の地方へ転送した。これは初期の中国人契約労働者輸送の重要な中継地であった。

またごくまれには，ペナン・シンガポールから転送せずして中国の沿岸都市から直接目的地へ運ぶ場合もあった。たとえば，1810年にポルトガル人がマカオから幾百名の中国人の茶栽培労働者を南米のブラジルへ運び，茶樹を移植しようとしたが成功しなかった。(8)

第一段階で，中国人契約労働者の足跡の及ぶ範囲はすでに次第に拡大されつつあった。ペナンとマラヤの若干の地域以外に，最初にジャワの中国人契約労働者に言及した書物はバルガー（D. C. Boulger）の『ラッフルズの生涯』であるが，これによれば19世紀初頭のジャワにはすでに中国人契約労働者がいた。(9) ジャワからさらに進んでより遠方のより広漠たる地域へも拡がった。ナポレオンが1814年に大西洋上のセントヘレナ島へ流された時，島にはすでに該島のイギリス総督が連れてきた中国人契約労働者がいた。西インド諸島、(10) ブラジル(11)などの地域にも中国人契約労働者がいた。

なお，契約労働者制度の第一段階，19世紀の20年代に「猪仔」売りが現れたことを指摘しておかなければならない。1827年（道光丁亥）張心泰が書いた『粤游小志』に，「広東省……閩ニ愚民ヲ誘ヒテ販売出洋スル者アリ，之ヲ猪仔ヲ売ルト謂フ」とあるのが，「猪仔」に関する最初の記録である。遅くとも20年代には猪仔を売る現象がすでに少くなかったからこそ，伝えひろまって張心泰は記述を加えることができたということを窺知しうる。

「猪仔」売りは契約移民制が一定の時期まで発展した産物であり，この段階では，それはまだ中国人契約労働者の主要な方式ではなかったが，中国人労働者募集の活動がさらに詐欺・誘拐の道へふみこんだことを示している。その元凶は西側の植民地主義者であった。彼らは資本の原始蓄積の段階での海賊的人さらいをごく当然のこととみなしていたが，この段階では，猪仔制度においてまた充分に醜悪な役割を演じた。

ある人は「猪仔」と中国人契約労働者という二つの語句を全く同等にしてしまって，あらゆる中国人契約労働者をすべて「猪仔」と呼んでいる。厳密に言うと，「猪仔」売りは中国人契約労働者の一つの形式であり，猪仔は中国人契約労働者の一種である。

初期の「猪仔」は主として中国国内からのものであるが，すべてがそうであるわけではない。19世紀の初頭，南洋海域では海賊が横行し，人間をさらい貨物をかすめた。海賊にさらわれた人々の一部は売られて奴隷，主として家内奴隷になった。一部は「猪仔」として売られた。売られて「猪仔」となったのは中国人だけでなく，安南人やその他の地方の人もいた。

二

アヘン戦争後，契約移民制は大々的に発展しはじめ，ついに19世紀50～60年代には中国人契約労働者の出国風潮の高波が形成された。1840年代のアヘン戦争から70年代の末にいたるまでは，契約移民制の第二段階で，そのピークの時期であるということができる。

なぜ契約移民制のピークが出現したのだろうか。中国内部のことからいえば，アヘン戦争後，わが中国の出国人口は大々的に増加し，出国風潮の高波を形成した。その内，原因は比較的はっきりしており，少なからざる著書・論文ですでに論述されているので，私はここで多言しない。中国人契

約労働者の出国と一般華僑の出国には区別される面と関連する面があり，契約移民制のピークは，海外渡航者の出国風潮の高波が形成されるもとで出現したのである。

外国のことからいえば，植民地主義のアジア・アフリカ・ラテンアメリカにたいする侵略は，なお〔独占資本主義以前の〕自由主義の植民地政策の時期である。産業革命は，若干の国家ではすでに完成し，若干の国家ではまさに急速に展開しつつあり，アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域を含む益々多くの地域が資本主義の市場へくみ入れられ，資本主義世界市場はついに完全に形成された。

無数の礦山やプランテーション，多くの建設工事が切実に大量の労働力を必要とした。19世紀40年代の末に，拿律で大錫礦山が発見され，50年代には採掘に着手した。60年代には資本金500万ギルダーのインドネシア勿里洞錫礦有限公司が現地の錫鉱山を採掘した。カナダ・イギリス領のコロンビア・オーストラリア・ニュージーランドのホキチカでは金礦が発見された。アメリカのカリフォルニアの金礦，アメリカの太平洋横断鉄道の建設，ペルーの礦山とグアノ等々は，すべて労働力の輸入をまっていた。

西インド諸島と南米大陸の熱帯経済作物のプランテーション，キューバ・トリニダット・マルチニーク・ギアナなどの蔗糖園，インドネシアの烟草園，胡椒園，綿花園があり，とりわけインドネシアのスマトラの烟草園では，オランダ人の尼羽伊の如きは，1,000荷畝の土地を独占し，1869年にはジョクジャカルタ烟草公司を成立させ，なおジョクジャカルタ・ジャワ烟草公司（1875年），阿林斯堡烟草公司（1877年）なども前後して成立させ，手広く烟草を栽培した。大小さまざまのプランテーションも労働力の輸入をまっていた。

中国人契約労働者の出国風潮のピークも，このような情勢のもとで出現したのである。

同時に，奴隷制度が次第に衰退して最終的に廃止されたことも，契約労働者に影響を与えた一つの重要な要素である。

中米・南米一帯では，もともと奴隷制度がさかんに行われていた。奴隷の絶えざる反抗と闘争は，奴隷制度に重大な打撃を与えた。ハイチでは53万6,000人の住民のうち，黒人が48万人を占めていた。1791年，ハイチの奴隷は蜂起し，ハイチ革命は勝利をかちとった。ラテンアメリカの革命運動が燎原の火のように拡がったのに続いて，1826年にはラテンアメリカのほとんど大部分の地域に独立国家が建設された。黒人奴隷は積極的に独立をかちとる闘争に参加し，独立後は，大多数の国家が奴隷制度を廃止，もしくは部分的に廃止した。ラテンアメリカの外，その他の地域の奴隷たちも，英雄的なサボタージュ・破壊・暴動でもって奴隷制度を猛烈に衝撃し，奴隷制度経営を必ずしも割りに合わないものとした。イギリスが1833年に，フランスが1848年に，ペルーが1855年に，アメリカが1862年に，オランダが1863年に，スペインが1870年に，それぞれ奴隷制度の廃止を宣言した。各国が奴隷制度を廃止した時期は前後まちまちで，ある国はなお部分的に廃止しただけであったり，ある国は一定の制限を加えただけであったりしたが，全体の趨勢は奴隷制度の弱体・没落・終末の傾向であった。

大量の労働力が切実に必要とされても，自由労働者では必要を満たしえず，とりわけ自由労働者の賃金は若干高く，往来も自由で，また常に労働者の組織をもち，ストライキを行うので，比較してみると，やはり契約労働者を使用した方が最も有利であった。というのも，彼らの賃金は低く，契約期限以前には自由がなく，立ち去ることができず，さまざまの経済外的強制と搾取を加えることができたからである。契約期限の切れた後でも，なおさまざまの手段を用いて，彼らを所定のプランテーションや礦山から離れる術のない状態におくことができた。

ある著書は奴隷制度の廃止を，奴隷主が「人道上の見地から」，「自由の空気を吸うことを許した」[12]と説明して，奴隷の反抗闘争には言及していないが，これはむろん不正確である。また契約した中国人労働者は「その本質を言えば，まずヨーロッパ列強が奴隷を解放し，労働力に欠乏をきたしたことから」，「奴隷の代用として候補にあがったものである」[13]と説明しているが，契約移民制の本質と奴隷解放とは関係がない。その本質は植民地主義者及びその代理人が立替え分の費用でもって中国人労働者を搾取し奴隷のように使用したことで

ある。また，奴隷制度の廃止を，中国人契約労働者が大量に使用された唯一の重要な原因と説明することもできない。実際には，いくつかの地域で中国人契約労働者を大量に使用した後も，同時に引き続き奴隷制度を採用している。イギリスの勢力は18世紀末・19世紀初頭にマラヤへ到達して以後，奴隷制経営を実施していない。オランダ領インドネシアでは部分的に奴隷制度が実施されたが，1811－1816年のイギリス占領期間には，奴隷制度は廃止された。オランダの支配が回復された後，もはや奴隷制度を回復することはできなかった。マラヤやインドネシアの如きは，中国人契約労働者のもっとも多い地域であるが，これは奴隷制度の廃止によって形成されたものではない。奴隷制度の廃止は，若干の地域では，たしかに契約移民制に影響を与えた。しかし，この二者は普遍的必然的な継承関係あるいは代替関係にあるわけではない。中国人契約労働者の大量の増加を促進した要因は，多元的であって，そのうちの一つだけを取り出してその他を無視するというわけにはいかない。

アヘン戦争前には，沿海人民の海外渡航は半非合法であり，外国人が中国で労働者を募集し運び出すことは違法であって，ただ秘かに行うことができるだけであったが，アヘン戦争後，中国の門戸が大きく開かれると，当然人々がこの門戸から滔々として出て行くのを阻止する術はなかった。同時に清朝政府もまた人民の海外渡航を許さずして人民に生活の手段がないとなれば，かえってさらに大きな不満と反抗を激化させると見てとった。公然と禁令を取消してはいないけれども，実際にはむしろ人民の意思にまかせて黙認し，いわゆる「前例ハ已ニ廃セラレズシテ自カラ廃ス」[14]ることとなった。

1858年の天津条約と1860年の北京条約は，清朝政府に正式に海外渡航に関する禁止令を取消させた。植民地主義者は合法的に中国人を募集して海外へ送り出す特権を取得した。その条項には，「凡ソ華民ノ出国シテ……外洋ニ在リテ承工セント情甘スルアレバ，俱ニ英（米・露等）ノ民ト約ヲ立テテ憑ト為シ，……一并ニ通商ノ各国ニ赴キ，英（米・露等）国ノ船隻ヲ下ルヲ准シ，毫モ阻禁スルナシ」と称されている。1863年，オランダもまた清朝政府と中国・オランダ通商条約を締結したが，そのなかの一条〔第五条〕でオランダの臣民が中国で労働者を雇うのを許し，「和（すなわちオランダ）ノ民，任便ニ諸色ノ華庶ヲ覓致シ，分内ノ工芸ヲ勤執セシム」とした。1868年清朝政府はアメリカとバーリンゲーム条約を締結し，両国臣民の往来居住の自由を承認した。

50年代の末以来，法律上からいえば，一般の自費による海外渡航，つまり普通の華僑の場合は，合法的な渡航であった。外国人に募集された労働者の場合も合法的な渡航であったが，次の三つの条件を備えていなければならなかった。第一に，本人自身の希望であって，脅迫されたのではないこと，第二に，募集しようとするものは，募集条件を公開し実行すること，第三に，事前に地方政府と協定し，同意を得られなければ非合法であること，これである。「若シ別ニ法ヲ設ケテ招致シ，出洋シテ工ト作ラシムコトアラバ，例トシテ厳禁スル所ト為シ」，「猪仔」販売に至っては，さらに厳禁となった。清朝政府がイギリス・フランスと1866年3月に締結した移民条約のなかの一条には，「凡ソ“猪仔”ヲ販運スルノ人，即チ我国ノ人民ヲ将テ，暴力ヲ施用シ，或ハ誑騙シテ私カニ運ビテ出洋セシムル者ハ，査出シテ処スルニ死刑ヲ以テス」と規定された。むろん，清朝政府の極度の腐敗，各級官吏の外国人恐怖症，賄賂を貪る気風のために，関連規定を厳格に実行することはできなかった。

西側の植民地主義者は，わが中国の労働者を誘拐する過程で，中国人民の反対と清朝政府の干渉を受けると，必ずいつも50～60年代に締結した関連条約を引き出して，その法律的根拠及び正当性の根拠とした。しかし，これらはいづれも，さらなる不平等条約であって，当然なんらの正当性をも主張しうるものではない。のみならず，これらの条約及びその労働者募集に関連する規定には，いづれも条件が付されていた。たとえば欺瞞したり脅迫することを許さず，事前に地方政府の同意を得なければならない等の如くであるが，侵略者及びその走狗たちは，むしろ絶えずこれらの条件に違反し，これを破壊したのである。彼らはやはりたえず大規模な「猪仔」販売を行なった。これらは条約を根拠としているといえるであろうか。

これはただ条約を裏切り破壊したと言うことができるだけである。

この段階で，契約移民制度はまたどのように発展したのだろうか。それはどのような新しい特徴を持っているのだろうか。

アヘン戦争後，中国人労働者の輸出港はすでにマカオ・広州から東南沿海のいくつかの重要港湾へ拡大・増加したが，マカオ・香港・海口・広州・スワトウ・アモイ・福州・寧波などを含めて，いづれも外国が中国の労働力を略奪する重要な活動拠点となった。

初期の段階ですでに中継地となっていたペナンとシンガポールは、なお依然として重要な中継地であり，とりわけシンガポールの重要性はすでにペナンをはるかに超えていた。ここには二つの事情があった。第一に，中国から輸送される中国人契約労働者はシンガポール或いはペナンへ着いた後，再び転売されて東南アジアの各地へ送られた。第二に，中国から海外へ出た自由移民は，シンガポール或はペナンへ着いた後，「猪仔」に転落し，別の土地へ運ばれた。

こうして，中国人契約労働者の輸送パイプが形成され，パイプの口はいくつもに分かれて北は寧波から南はシンガポールに達する各港湾に差しこまれ，植民地主義者はこの中から次々に絶えることなく中国の労働力を抽き取った。

アモイを例にとると，1845年にはアモイから400名の契約苦力〔契約労働者〕が布尓邦島へ送られた。[15] 1846年アモイから121名の中国人契約労働者がオーストラリアのシドニーへ送られた。[16] 1847年にアモイから最初のキューバ行きの中国人契約労働者800名が，[17] 1848年にはアモイから最初のペルー行きの契約労働者75名が送り出され，その後連年アモイなどから大量に運び去られた。1847～1853年の6年間に，記録の上で調査できるだけでも，アモイからアメリカなど，〔及び〕植民地へ渡航した中国人契約労働者は12,151名，年平均約2,000名であり，[18] これは当時にあっては少なくない人数であった。

アヘン戦争前には，中国人契約労働者の行き先地は，主として東南アジア，ついでペルー・オーストラリア・アメリカ・西インド諸島などであった。アヘン戦争後は，上記の地域の人数が引き続き増加した外，中国人契約労働者はまたさらにキューバ・カナダ・イギリス領ギアナ・ハワイ諸島などへ到達した。足跡のいたるところは，ますます拡大した。同一の地域でも益々ぺんぴな片田舎まで深く入りこんだ。

たとえばオーストラリアでは，「1849年以来，中国人労働者の輸入はすでにテストケースから進んで系統的な売買となった」。[19] またアメリカの場合，1852年の初頭，アメリカ在住の中国人は1万8,000人で，ほとんど大部分は労働者であり，そのうちまた賒単工〔旅費未払移民〕（契約華工の一種，後に詳述）が多数を占め，1852年の一年間に中国からアメリカへ行った人は2万5,000人，1853年には4,000人，1854年には1万6,000人で，この三年間の合計は4万5,000人，そのうち80パーセント前後が旅費未払移民であった。

1851年から1875年にいたる25年間に，合計128万名の契約労働者が出国した。そのうちマレー半島へ着いたのは35万名，東インド諸島へは25万名，アメリカへは16万名，キューバへは13万5,000名，ペルーへは11万名，オーストラリアへは5万5,000名，フィリッピンへは4万5,000名，カナダへは3万名，西インド諸島及び英領ギアナへは3万名，ハワイ諸島へは2万5,000名，南米コロンビアのパナマ地区へは2万5,000名，ニュージーランドへは5,000名，その他へは4万名である。

出国した中国人契約労働者の人数の激増，出国港の増加，到着地のさらなる広がり，これらがこの段階の主要な特徴となった。

アヘン戦争後，いま一つの顕著な特徴は，第一段階ですでに出現していた「猪仔」制度の悪質な本性が大いに発展し，中国人契約労働者の主要な方式となったことである。当時の「猪仔」に関する記録はすこぶる多く，ある記録の場合，記録したのは比較的晩いけれども，その記録している事実は，すでに早くから盛行していた。

李鍾珏の『新加坡風土記』には次のようにいう。「閩〔福建〕・広〔広東〕ノ沿海ノ人民ハ南洋ノ各島ニ至リテ生ヲ謀ル。已ニ日久シキト雖モ，然レドモ皆貿易ノ商賈ニシテ，或ハ販ヲ免(ゆるさ)ルルヲ以テ生ヲ為シ，一タビ廛スレバ処ヲ受ク。即チ傭工ノ輩，往往ニシテ航海シテ来レバ，亦多クハ依託スルアリ。二十年来，西人開墾スルニ工ヲ招ク。是

ニオイテ人口ヲ販売シテ出洋セシムル者，名ヅケテ猪仔ヲ売ルト曰ヒ，館ヲ澳門〔マカオ〕ニ設ケテ，公然ト売買ス。沿海ノ人民，或ハ騙セラレ，或ハ劫セラレ，一タビ番舶ニ入レバ，豚豕ヲ載スルガ如シ。西人，売ラレタル者ヲ以テ之ヲ賤視シ，亦即チ之ヲ虐役シ，其ノ惨トシテ状ヲ宣ブルベカラザル者アリ。迭モ査禁ヲ経レバ，一時ハ稍ヤ戢マルモ，日久シクシテ網疏トナリ，此ノ風漸ク長ズ。近来，厦門・香港ハ一輪船ノ開行スルゴトニ，搭客多ケレバ千人ニ至リ，少キモ四五百ニ至ル。其ノ中，自ラ願ヒテ出洋スル者，固ヨリ多く，拐サレル者，マサニ亦少ナカラズ。去歳ハ竟ニ母兄及ビ従兄ノ多ヲ拐カス者アリ。……」[20]

郭嵩燾は上奏して次のようにいう。「英・仏ノ各国，南洋諸島ヲ開墾スルニ縁リ，人ヲ募リ，工ヲ傭ヒ，奸ハ之ヲ民ト謂ヒ，因リテ人口ヲ略売シテ利ヲ漁ル。屢々拿案ヲ経ルモ，未ダ一トシテ厳懲セズ。積久シテ遂ニ横行スルニ至ル。愚民ハ其ノ脅誘ヲ被リ，動モスレバ輒チ数十百人アリ。洋外ニ載出セラレテ洋人ト交易シ，買価ヲ多索ス。買ワルル者ハ言語通ゼズ，自カラハ雇ヲ受ケテ工ニ傭ワルルト以為（おもう）モ，一タビ経ニ出洋スレバ，永ク下落〔落ちつき先〕ナシ。其ノ人口ヲ略売スルニ，伙党・船戸ハ勾通共謀シ，并（た）エテ首従ヲ分ツナシ。人口数十ハ倉底ニ関閉セラル。之ヲ“猪崽ヲ売ル”ト謂フ」[21]。

若干の県志や族譜にもまた記載があり，広東の香山県志の如きは次のように言う。「和議成ルノ後ヨリ烟禁弛ミ，澳夷〔マカオのポルトガル人〕利ヲ専ニスル能ハズ，漸ク窮蹙ニ至ル。而シテ時ニ秘魯〔ペルー〕・古巴〔キューバ〕ノ諸国，華人を買ヒ国ニ回リテ役ニ供スルアリテ猪仔ト曰フ」[22]と。福建の安溪の劉氏族譜には，その族人が「道光癸巳，自ラ夷人ニ売ラル」[23]と記されている。福建の永春の聞取り記録のなかにも「番ニ売ラル」という叙述がある。

猪仔と称された所以は，次の点にあることがわかる。第一にその由来から言えば，「或ハ騙セラレ，或ハ搶セラル」とは，「人口ヲ略売スル」ことであること，第二に，運送の途中で，「倉底ニ関閉サレ」，「一タビ番舶ニ入レバ，豚豕ヲ載セルガ如シ」であること。第三に，外国に着いた後，各種の虐待使役を受け尽し，「其ノ惨トシテ状ヲ宣ブルベカラザルアリ」といわれたこと，これである。

また，当時は「猪仔」の数はすこぶる多く，「動モスレバ輒チ数百人」もあり，売られて各所に至り，近いところでは南洋，遠いところではペルー・キューバなどの諸国に達したことがわかる。

また，「猪仔売り」はすでに社会の注意を引き起こし，沿海の大衆の関心を向ける社会問題となり，清朝政府もまた禁止していたが，実際には効果をあげなかったことがわかる。

「猪仔」制度の悪質な本性が大々的に発展した重要なメルクマールは，「猪仔」館の大量の出現である。

いつごろから「猪仔」館が置かれ始めたのだろうか。1860年に，耆齢は次のように上奏している。「夷人、粤東ニ在リテ，利モテ内地ノ匪徒ヲ誘ヒ，人口ヲ拐騙シ，名ヅケテ，“猪仔ヲ売ル”ト為ス。由来已ニ久シク，咸豊七年（1857年），夷人，城〔広州市〕ニ入リテヨリ、此ノ風更ニ盛ントナル。然レドモ当時尚ホ未ダ館ヲ設ケズ。計誘ヲ採用シ，捉エテ蛋船ニ至リ，一タビ成数アレバ，即便ニ帆ヲ揚ゲテ去ル。約計スルニ，先後ニ拐セラルルモノ万口ヲ下ラズ」[24]と。広州では1857年以前にはまだ「猪仔」館が設置されていなかったことがわかるが，アモイでは40年代末，50年代の初期にはすでに猪仔小屋に類似した若干の拘留所があった。

60年代・70年代になると，猪仔館は微菌が広がるように発展した。1876年の時点では，汕頭だけでも20～30の「猪仔」館があった。その他の港湾都市の状況も似たようなものであった。国外のシンガポール，ペナン及びインドネシアの若干の地方にもいくつかの「猪仔」館があった。

「猪仔」館の出現とその増加は，「猪仔」の需要が大々的に拡大したことを示している。

「猪仔」の数が大幅に増加したのは，「猪仔」館及びその走狗と運輸網を通じてはじめて必要な「猪仔」の数を誘拐することができたためであり，それはまた次のことを物語っている。つまり「猪仔」に対する誘騙・脅迫・拉致・リンチの罪悪行為がさらに深刻さを加え，「猪仔」館を開設して暴利を貪る徒輩が手段を選ばず悪の限りを尽くす市儈・流民〔ごろつき〕であって，彼らはただ利益のみをはかり，外国人の命令に従うだけで，自分の同胞たる「猪仔」にたいして，もっとも卑劣でもっ

とも野蛮な詐欺と迫害の手段を用いたということである。「猪仔」館の出現と蔓延はまた，政府の禁令を顧みず，「猪仔」を販売することがすでに公然の半合法的な活動であったことを示している。

なぜアヘン戦争後に，「猪仔」制度がこれほど猖獗するようになったのであろうか。

国外の事情からいえば，第一に，中国の労働力に対する需要が激増し，中国の労働力を募集する一般的な契約方式ではもはや需要を満足させるにはほど遠いので，「猪仔」制度が大々的に供給の速度を速め，供給の数量を拡大することとなった。第二に，「猪仔」の方式を用いれば購買価格，運送費用などを最低限に抑え，利潤率を高めることができた。第三に，「猪仔」の身体が目的地へ着いた後は，いささかの自由もなく，わずかの選択の余地もなかった。かくて雇主の彼らに対する搾取及び経済外的強制と強奪はさらに極限に及ぶことができた。

「猪仔」制度が中国沿海の広大な地域で盛行し，しかもあれほど長期にわたって，あれほど猖獗することができたのは，中国国内の政治・社会および経済状況と密接な関係がある。中国の労働人民は甚だ窮迫し，頼って行くところもなく，騙されやすかった。もし中国が真の独立自主の国家であれば，制止あるいは抑制することもできたであろう。腐敗した清朝政府は外国人を恐れ，この段階では個々の情況に応じて「猪仔」制度に干渉するケースもあったけれども，総じて言えば制止しようとしなかったので，禁令も空文にすぎなかった。のみならず，多くの大小の官吏たちも分け前に与り，「猪仔」の販売を通してうまい汁を吸った。

犯罪的な「猪仔」制度は，西側の植民地勢力がその植民地における特権的地位を利用して，中国のような半封建半植民地の国家で強制的に栽培した毒草である。

19世紀の中期に，アメリカ・カナダ・オーストラリアに着いた中国人労働者たちは，大部分が賒単制〔旅費未払移民制度〕によって，出国したもので，賒単工〔未払移民〕と称される。たとえば1852年～1854年の三年間に合計4万5,000人がアメリカへ行ったが，そのうち80パーセントは，賒単工であった。

賒単工は結局のところ自由労働者であるのか，それとも契約労働者であるのか。もし契約労働者であるとすれば，「猪仔」とどのような区別があるのか。この問題については，かって異なる見解があった。私は賒単工は契約移民制の一つの形式であると考える。なぜか。

賒単工の旅費は自分で工面したのではなく，資本家が貸付けた。たとえば，アメリカの中央太平洋鉄道会社は，その代理人を通じて旅費を貸付ける方式で多くの地域から苦力を募集したが，[25] 旅費の前貸し立替えが賒単工を搾取する経済的な前提であった。賒単工は到着後，必ず契約を結んで若干年働かなければならなかった。この旅費は返還しなければならないだけでなく，利息も払わなければならない。中国人労働者の賃金のなかから毎月差し引かれるが，この種の元金利息による搾取は一般の高利貸よりもさらに深刻となる場合もあった。上記の中央太平洋鉄道会社は旅費40元〔ドル〕を立替えて，取得した元利は100元にも達した。[26] 未払いの期間が長ければ長いほど，利息はますます増えた。一般の高利貸には貸付金を踏み倒される危険があるが，旅費の立替え貸付けの場合は，雇主を通じて賒単工の賃金のなかから差し引くことが保証されており，元利は必ず手に入るのである。

アメリカの資本家はなお華僑会館の館長が賒単工の元利償還を保証することを求めた。たとえばアメリカ西部の太平洋航運を経営する各商船会社は，次のような共通規定をもっていた。つまり，中国人労働者は必ず六つの華僑会館が作成した出港証明書をもたなければならず，すでに一切の債務を償還したことを証明してはじめて乗船券を買って帰えることができる，という規定である。

賒単工は目的地に到着した後，元利償還の期限の面では，いくらか自由であった。しかし，未払いが長びけば長びくほど，利息も益々増えたから中国人労働者にとって都合がよいことはなかった。賒単工は職業と働き場所を選択する面では，「猪仔」よりもいくらか自由であったが，それもまた相対的に言えることであって，多くの場合半自由であったのである。

後になると，賒単工の比率は益々少くなった。多数のものは自分で旅費を工面してアメリカへ赴いたが，これが自由労働者である。その中の少な

からざる人々は親友たちから旅費を借りあつめ，アメリカへ着いた後送り返し，その他の束縛を受けなかったから，これは互助的な性質に属し，むろん賒単工ではない。たとえ旅費を高利貸から借りたとしても，アメリカへ着いた後，元利を送り返し，その他の束縛を受けないならば，これまた自由労働者であって賒単工ではない。

後にアメリカは中国人を排斥するのに多くの理由と口実を捏造したが，加孫〔ジャクソン〕という反動分子の如きは傲然と「彼ら（中国人労働者を指す――引用者）がアメリカへ来たのは，半分は中国人労働者の輸入を扱っている商社のお蔭である。その居住期間は該商社の奴隷となる[27]」と言っているが，これは全く事実ではない。賒単工〔旅費未払移民〕であれ，自由な中国人労働者であれ，もともとすべて華僑商社の奴隷ではない。

三

19世紀70年代の末から，契約移民制度はすでに衰退の趨勢に転じはじめるが，19世紀の末年までは契約移民制度の第三段階である。衰退の趨勢に入るメルクマールは，次の通りである。

第一に，中国人契約労働者の出国総数は下降の趨勢にある。1851年～1875年の25年間に，出国した中国人契約労働者は128万人であったが，1876年～1900年の25年間に出国した中国人契約労働者は75万人で，前者の58パーセント前後を占めるにすぎない。

第二に，各地域別に言えば，ある地域では，たとえばキューバ・ペルー・ギアナなどの地域では，すでに中国人契約労働者の募集を完全に停止した。多くの地域では，中国人契約労働者の到着数は，すでに大幅に減少した。前の25年（1851－1875）を後の25年（1876－1900）とくらべると，カナダへ赴いた中国人契約労働者は3万人から4,000人へ減り，オーストラリアへ赴いた中国人契約労働者は5万5,000人から8,000人へ減り（1876－1896年の数），アメリカへ赴いた中国人契約労働者は16万人から1万2,000人へ減り（1876－1881年の数），フィリッピンへ赴いたものは4万5,000人から2,000人へ減り（1876－1898年の数），ハワイ諸島へ赴いたものは2万5,000人から5,000人へ減った（1876－1898年の数）。

第三に，契約移民制度のピークの重要なメルクマールとなった「猪仔」制度は，この段階ですでに深刻な打撃を受けた。清朝政府は社会の世論に迫られて，すでに沿海の港湾都市でやや厳しく「猪仔」売りを制止し，ある場合には「猪仔」販売者は死刑に処せられることさえあった。若干の国家が清朝政府と締結した移民もしくは中国人契約労働者に関する条約のなかには，「猪仔」労働者を禁止する明文があった。ポルトガルは1873年2月に，三ヶ月後にマカオから「猪仔」を運搬して輸出することを禁止すると声明せざるをえなかった。1877年，マラヤは移民条例を頒布した。華工政務司〔中国人労働者に関する政府機関〕には，苦力が契約を結んだのは自由意志によるかどうかを審査する責任があり，自由意志によらない者はただちに中国へ送り返した。工約（すなわち契約）は必ず登記簿に登録しなければならなかった。

第四に，アメリカ・カナダ・オーストラリアなどの地域では，国内の情況に変化があり，もはや中国人契約労働者を切実に求めることはなく，同時に若干の反動分子が中国人労働者問題を利用して，その卑しむべき政治目的を達成しようとした。アメリカとカナダは19世紀80年代から，オーストラリアは90年代から，前後して中国人労働者排斥の邪悪な風潮をまきおこし，賒単工制度もまた中国人労働者を迫害し排斥する口実となり，同時に中国人労働者の入国をさまざまの方法で制限する苛酷な条例を実施した。中国人労働者にたいして残酷な駆逐と焼殺がおこなわれた。中国人契約労働者と一般の中国人労働者が同様に迫害に遭い，かくて，この地域では，契約移民制度は基本的に存在しなくなった。

契約移民制度はなぜ衰退へ向いはじめたのか。「猪仔」制度はなぜ打撃を受けるようになったのか。これにたいしてはかって異なる解釈と見解があった。

西側国家の政府及びその大使・領事は，人道主義の素振りをみせて，「貴国との通商をよく考えてみると，人民との友好こそ貴重であって，いわゆる己ノ欲セザル所ヲ人ニ施スナカレとは之ヲ待ツニ化ヲ以テスの意味である[28]」などと言い，マラヤ政府は誘拐された中国人労働者に同情するなどと

言っている。むろん，この種の偽善で人をだまし通せるものではない。

あるものは世界の世論の力を誇張したいばかりに，スペインがキューバにおいて「猪仔」制度を終息させたことを，「全世界の義憤を爆発させたことによる」[29]結果であると説明している。世論はたとえ若干の影響をもっていたとしても，これまたきわめて限界のあるもので，植民地主義者は自己の利益のみに執着し，力をのみ重視したから，この問題では大して世論を眼中に置かなかった。

またある人は，清朝政府と外国との談判の結果によるとしている。彼らは次のように言う。清朝政府が高官の陳蘭彬をキューバへ派遣して調査させ，調査報告を発表し，スペイン政府もやむなく中国と談判するようになってはじめて，キューバの「猪仔」制度は，終結に導かれたのである，と。懦弱で腐敗した清朝政府がどうして中国人契約労働者の運命に真剣に関心を寄せ，その談判が究極的に大きな役割を果たしえたであろうか，これは言わずして自から明らかである。

あるものは歴史の趨勢に帰結させている。この種の論法はきわめて空疎な抽象であって，問題を説明することができない。

あるものは中国の労働力をもはや必要としなくなったことによると説明している。これも根本の原因にアプローチしていない。ある地域では，たとえばアメリカ・オーストラリア・カナダでは，当時は暫くの間中国の労働力をそれほど必要としなくなった。しかし，彼らの中国人排斥がその原因であっただけではなく，なおその政治的・社会的原因もあったのであるが，ここでは，暫く問わないことにする。若干の地域，たとえばキューバでは，依然として中国の労働力を必要としていたのであるが，どうしてまた「猪仔」制度を終結させたのであろうか。南アフリカでも中国の労働力を緊急に必要としていたのに，どうしてまた「猪仔」の輸入を停止したのであろうか。後には，イギリス政府に運び去られた中国人契約労働者が，〔アフリカへ〕到着してまもなく，陸続として中国へ送り返されたのである。

この問題を深く検討する際に，極めて重要でありながら，往々にして軽視されがちな要素があると私は考える。すなわち，中国人契約労働者の反抗闘争であるが，それはサボタージュ・破壊・逃亡・暴動及び蜂起などの各種の形態の闘争を含み，また現地の人民と連合して推進された闘争を含んでいる。

契約移民制度はそれが生み落された当時から，たえず中国人契約労働者の反抗を引き起こした。契約移民制度の歴史は，ある意味では，中国人契約労働者の闘争史であるということもできる。その〔時期的な〕区別はこうである。つまり，この段階になると，中国人契約労働者の闘争は，以前よりもさらに激烈となり，さらに頻繁となり，さらに大規模となり，若干の新しい特徴を帯びるようになった，ということである。かくてそれが契約奴隷制〔奴隷制的契約移民制〕に打撃を与える過程で果たした役割もまた，以前よりさらに大きくなったのである。

キューバについていえば，独立戦争が勃発する前にも，中国人契約労働者はたえず反抗していた。1868年に最初の独立戦争が勃発し，引続いて1878年にいたるまでの10年間に，キューバの中国人契約労働者は大量に積極的に革命闘争へ参加し，他の各族人民とともに，無数の鮮血を流した。スペインの植民地支配に猛烈に突撃し，かくてまた植民地主義者が実施し維持した「猪仔」制度に猛烈に突撃した。戦争の過程で，多くの「猪仔」はすでに自分で自分を解放し，甘蔗園は紛紛として閉鎖され，スペイン人も戦争前の状態を回復する方法がなかった。「猪仔」の輸入もまた停止された。陳蘭彬の調査報告，世界の世論の非難，清朝政府の談判についていえば，その果たした役割には限界があった。

またペルーの場合も，中国人契約労働者の反抗が停止されたことはなかった。1870年から，多数の苦力〔クーリー・主に中国人労働者〕たちは反乱に起ちあがり，あるいは暴動をおこして焼打ちし，あるいはその他の手段をとって報復しようとした。[30]とりわけ1872年と1876年の二度にわたる大規模な蜂起は，軍隊・警察と血みどろの闘いを展開し，契約奴隷制に深刻な打撃を与えた。加えて，ペルーとチリの戦争で政局は動揺し，チリで生産される硝石肥料がペルーの鳥糞肥料の国際市場を奪い去った。1876年以後，ペルーは中国から「猪仔」を買い入れて運びこむことを停止した。

南アフリカの中国人契約労働者の闘争もまたきわめて激烈であった。インド人・黒人などの各族の階級的兄弟たちと互いに支持しあいながら，イギリス政府に迫って，20世紀の初頭にまだ満期になっていない契約労働者を帰国させざるをえないように仕向けた。

その他の地域の中国人契約労働者の闘争状況を，ここで一々縷述する必要はないであろう。

これと同時に，中国内の沿海人民の「猪仔」制度に反対する長期の闘争も，清朝政府にきわめて大きな圧力を加え，国外の中国人契約労働者の闘争と互いに影響しあい，互いに支持しあいながら，さらに反抗の力量と影響を強化した。

まさに中国人契約労働者が各種の形態の反抗をおこなったことによって，雇主は思いのままに搾取し圧迫することができなくなり，一定の情況のもとで，中国人契約労働者の使用は，自由労働者の使用よりも大きな利潤をもたらさなくなり，加えてまた若干の地域の経済情況の変化，労働力の需要供給情況の変化，生産品販売市場の変化を引きおこし，ついには契約移民制度を全体的に言って衰退の趨勢へ転じさせはじめたのである。

ここで言うところの衰退のはじまりとは，全体の趨勢から言っているのであって，各地域の政治・経済状況は異なっており，その発展・変化もまたきわめて不均衡で，個々の地域，個々の時期には，中国人契約労働者の輸入は減少しなかったばかりでなく，かえって増加したということを指摘しておかなければならない。1851年～1875年の25年間に，マラヤへ行った中国人契約労働者は35万人であったが，1876年～1900年の25年間には，36万人となり，1万人も増加している。同時期に，東インド諸島（インドネシア）へ行った中国人契約労働者は25万人から32万人に増え，7万人も増加している。これらはいづれも特殊な情況である。

なお，別の地域では，中国人契約労働者の数の増加率はまだかなり高かった。たとえば，1875年に海峡植民地からジョクジャカルタ（インドネシアに属す）へ輸入された中国人労働者は1,088人にすぎなかったが，1887年になるとジョクジャカルタの中国人契約労働者はすでに6万余人に増加していた。またたとえばロシアの東部沿海州では，入国した中国人労働者は1895年に16,500名となり，1896年には，35,000名に達し，1897年の時点では7万人に増加した。そのうちの大部分は中国人契約労働者であった。[31] これらは例外的な状況に属し全体の趨勢を代表することはできない。

なお「猪仔」制度はすでに打撃を受けてはいたけれども，まだ終結してはいなかった。自己の利益にのみ執着する植民地主義者は，条約締結の際には，誠実にして公明率直に，決して「猪仔売り」には参与しませんと表明することはできたし，マカオは「猪仔」を送り出すことを許しませんと表明することもできたし，官員を派遣してシンガポールの中国人契約労働者一人一人が自由意志によるものかどうかを調査すると宣言することもできたが，しかし，公告と表面の態度はたてまえであって，実際にやったことが，本音であった。

たとえば，アメリカは「苦力貿易」の禁止を立法化したが，実際には空文であった。アメリカの内戦期には，アメリカ人がこの種の犯罪的な貿易に従事するのは，一時中断したが，内戦終結後はまたただちに活躍しはじめ，「猪仔」をキューバやペルーへ運ぶアメリカ船隻はとりわけ多数であった。一隻のアメリカ船隻が黄埔港で330名の中国人を乗せ，検査を受けた際に，「船上の中国人の一人一人はいづれも売られた苦力であり，いづれも外国へ運び去られるのを願っていない」[32] ことが証明された。広州にあるアメリカの同孚洋行は，光緒三年（1877年）明らかに条約に違反して，「猪仔」を募集してペルーへ送ったが，その中国内の走狗が制裁をうけた後，アメリカ領事はさまざまな口実を設けてずるがしこく言いのがれ，あれこれと庇いたて，「本領事，査スルニ，此ハ確情正直ノ挙ニ属スルニ係ル」とか「近日両国立ツル所ノ和約ニ謹遵シテ各条款ヲ准行スルニ係ル」などと言い，「甚シキニ至リテハ，詐ヲ敲シテ勒策シ，極メテ嚣張タリ」という状態であった。しかもある条項を引き出して，中国の地方官に「此レが為メノ一切ノ虧折〔損失〕ヲ追償セヨ」と要求したが，それには「ペルー沙輪船の出港期限延期にともなう一日に付千元の賠償」「乗客1,050名分の船賃，ペルー王室援助の蒸汽船を失った費用」が含まれていた。[33]

ポルトガルがマカオからの「猪仔」運送を禁止すると宣言した後も，実際にはなお従前通り輸出

されており，ただわずかな処置がとられただけで，カムフラージュされたにすぎない。「マカオのポルトガル人は，現在，若干の奇怪な性質を帯びた疑わしい処置をとり，新たな法規のもとで，中国苦力の“移植”を恢復させたが，それはいまでは“自由な乗客”と呼ばれているだけでなく，“自由な乗客”として輸出されるようになっている」[34]。

イギリスもまたきわめて偽善的であった。1855年にイギリス議会はイギリス船が苦力貿易に従事するのを禁止したが[35]，50年代には，アモイ地域の苦力販売船は，イギリス船隻が最多であった。イギリスのマラヤ植民地政府は，移民条例を頒布し，表面的形式的に，ちょっとばかり自由意思であるのかどうかを詢ねるだけであったが，実際には「猪仔」販売の手段はさまざまで，狡猾化・凶悪化して，詢ねられたものは根本的に敢えて本音を吐くようなことはせず，もしそうでなければ酷く殴打され，はては殺害されるにいたった。しかも「猪仔」販売者の最大の黒幕こそはイギリスの植民地当局であったのである。

この段階では，「猪仔」制度がもっとも猖獗をきわめた時期はすでに過ぎ去っていたが，なお秘かに非公開の方式で続けられた。「猪仔」制度を終わらせるには、なおもう一段階の時間が必要で，引きつづき打撃を与えることが必要であった。

四

20世紀の初年から20年代の末にいたるまでは，契約移民制度の第四段階で，最後の時期でもある。

この段階では，中国人契約労働者の出国総数は引き続き下降し，1876年－1900年の25年間には，出国した中国人契約労働者は75万人であったが，1901年－1925年の25年間には65万人となった。のみならず，この25年間でも後になればなるほど，益々少なくなり，1925年以後は，さらに少なくなった。

地域についていえば，西インド諸島・南米・オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ・カナダなどでは，基本的にはすでに中国人契約労働者の入国はなくなった。1875年から1900年までに，マラヤへ行った中国人契約労働者は36万人，年平均1万4,400人であったが，1900年－1914年にマラヤへ行った中国人契約労働者は12万5,000人，年平均8,930人であった。1915年以後，マラヤはすでに基本的に中国人契約労働者の入国を停止した。インドネシアに行った中国人契約労働者はなお少くなかったが，減少の趨勢にあり，1935年以後は，さらに少くなった。

20世紀の初期には，一つの重要な特徴があった。つまり，外国政府募集の中国人契約労働者が一時的に激増したことである。

イギリスは烟台・秦皇島で5万5,000名の中国人契約労働者を募集し，南北非徳蘭士瓦〔ベチュアナランド？〕へ送った。1903年－1912年に，ドイツは広州・青島で七組の中国人契約労働者2,200人を募集して太平洋の西サモア島へ送った。

第一次世界大戦が勃発した後，銃後労働力の不足が深刻化し，英・仏は北洋軍閥政府を通じて，1904年の労働者募集章程条約により契約労働者を募集したが，イギリスは契約期限3年で10万名を募集，フランスは契約期限5年で5万名を募集した。その大部分はヨーロッパ戦場へ送られて銃後の労働に使用され，また別の一部は工場へ送られた。フランスが募集した中国人契約労働者のなかにも，やはりモロッコとアルジェリアに送られて農業労働に従事するものがいた。

「猪仔」を販売するといった犯罪的なことは，民間がやる分には利益があるが，政府が公然と行うには不便である。外国政府が中国人契約労働者を募集するのは，形式上は「猪仔」を販売するのと若干の区別があった。というのも，それは中国政府の同意を得ていたからである。中国人契約労働者も拉致されてきたわけではなく，「猪仔」館を通じて販売されたのでもなかったが，実質上異なる点はなかった。外国政府は真に契約通りには実行せず，中国人契約労働者は血と汗を売り出したばかりか，あるものは戦場に命を落した。

この時期に，外国政府が大量に中国人契約労働者を募集したことは，契約移民制がその末期にあったのではないことを示しているのであろうか。総体的には契約移民制は終結の時期に至っていたと私は考える。理由はこうである。第一に，前述のように，出国した中国人契約労働者の総数は大いに下降し，多くの地域ではもはや中国人契約労働者を輸入しなかった。第二に，1901年から1925年

までに出国した65万人の中国人契約労働者のうち，外国政府が募集したものが三分の一強も占めている。これは契約移民制が出現して以来，いまだなかった現象であって，この種の特殊な奇形的な現象は，まさに契約移民制の通常の過程，つまり民間が行なう通常の過程に，すでに重大な変化が生じるにいたり，契約移民制が急速に没落したことを物語っている。第三に，〔この時期の一時的激増は〕主として世界大戦が勃発したという特殊な情況によるもので，しかも短期間のことである。それは特殊で一時的な要素である。戦争の期間の英・仏政府による募集こそは，外国政府が中国で契約労働者を募集した最後の機会であった。

要するに，これはせいぜい契約移民制が没落する前夜の瞬間的に輝く残照にすぎず，決して契約移民制の若返りではない。

1914年6月30日，イギリス領マラヤは全領域で同時に契約移民制度を廃止したが，ケランタン（kelantan）のみは1916年6月3日まで延期された。(36)

その他の地域はマラヤよりも早く契約移民制を廃止した。ただオランダ領インドネシアでは，もっとも長期にわたって引き延ばされ，20世紀の30年代にいたってもなお幾万人もの中国人契約労働者がいたが，それはただ契約移民制の残滓であると言いうるのみである。

中国人契約労働者の闘争，中国内外の広汎な人民の闘争，さらには現地の政治・経済及び社会情勢の変化によって，120年～130年の歴史を経た契約移民制度は，ついにその歴史のプロセスを歩み終えたのである。

100余年来，相い前後して出国した中国人契約労働者の総数は約300万人である。彼らは涙をこらえて郷里と親族を離れ，大洋を漂い渡り，はるか万里へ赴き，彼らの足跡は各大陸に遍く及んだ。彼らはいばらの生い茂る未開地，深山の奥深い地域までも入りこんだ。彼らは風雨にさらされ，早朝から夜半まで，もっとも辛苦をきわめた条件のもとで労働した。彼らには人身の自由がなく，その地位の低さといい，生活の惨めさといい，実に奴隷とほとんど差はなかった。彼らは自分の両手で多くのプランテーションを開き，多くの鉱山を採掘した。東南アジアの錫鉱山・烟草園・棉花園，西インド諸島の甘蔗園，ペルーの鳥糞鉱区，南アフリカの鉱山，オーストラリアの金礦，アメリカの大陸横断鉄道幹線，……どれ一つとして中国人契約労働者の血と汗にまみれていないものがあろうか！　どれ一つとして中国人契約労働者が命を打げ出して成しとげなかったものがあろうか！　梁啓超はかってアメリカの議員摩頓〔モートン？〕の下院における次のような演説を引用したことがある。「近ごろ，太平洋沿岸の諸州では資源が日ごとに開発され，労働力の需要も日ごとに多くなっているが，そうなったのも，実は以前に中国人の力を籍りて切り開いたためであり，その功績は決して没却されるべきではない」(37)。単にアメリカのみそうであるばかりでなく，前述のその他の地域においてもまたそうであり，その貢献度は場合によってはさらに大きなものがある。

契約移民制は終結したが，300万の中国人契約労働者が相い前後して造り出した財貨はエネルギーへ転化し，歴史の前進を推しすすめるのに参加することとなる。

註

1）福建晋江石獅蔡氏族譜，「晋江専区華僑史調査報告」（厦門大学学報，1958年第一期）。

2）マルクス「東インド会社――その歴史と成果」（『マルクス・エンゲルス全集』9巻，143ページ，大月書店版）

3）H. B. Morse <The Chronicles of the East India co. trading to China> Vol. II P.427

4）華僑を管理する官職。

5）H. B. Morse: 前掲書，巻二，P.427-428.

6）H. B. Morse: 前掲書，巻三，P.17-18.
1805年東インド会社所属のウェールズ島（ペナンに属する）の長官からインド総督へ送られた書簡。

7）H. B. Morse: 前掲書，巻二，P.427-428.

8）T. C. Fletcher and D. P. Kidder: <Bragil and the Bragelian>参照。

9）D. C. Boulger:<life of Sir tamfurd Raffels>

10）1805年，ペナン総督は会社の広州駐在代表に通知して，西インド諸島のなかのイギリス領トリニダート島へ運ぶため，中国人契約労働者の募

集を計画させた。

11) J. C. Fletcher and D. P. Kidder: 前掲書参照。

12) 成田節男『華僑史』第八章「華僑史のなかの契約労働者」,『南洋問題資料訳叢』1958年第一期を見よ。

13) 同上

14) 薛福成奏摺,『清季外交資料』第84巻を見よ。

15) P. C. Campbell: <Chinese Coolie Enigration>参照。

16) J. K. Fairbanks: <Trade and Diplomacy on the china Coast>参照。

17) B. P. P. Return for copies of Correspondence on the Subject of Immigration from Hongkong and from the Empire of China 1853

18) W. Stewart: <Chinese Bondage in Peru>

19) 1957年4月12日付厦門日報を見よ。

20) 季鍾珏は当時のシンガポール駐在の中国領事,左乗隆の友人である。

21) 郭嵩燾「広東ノ盗犯ハ条例ヲ変通シテ辦理センコトヲ懇請スルノ疏」『郭侍郎奏疏』巻四を見よ。

22) 光緒5年（1879年）重修の『香山県志』巻二十二附記。

23)「晋江専区華僑史調査報告」厦門大学学報1958年第一期。

24)『筹弁夷務始末補遺』咸豊朝，第三冊下．559ページ。

25) "Chinese Immigration——Testimony before the Committee of the Senate of California," Otis Gib-Son: <The Chinese in America> 陳蘭彬；『使美紀略』を見よ。

26) 同上

27)「記華工禁約」『反美華工禁約文学集』505ページを見よ。

28) アメリカのアモイ駐在領事より興泉永兵備道あての照会。『美国迫害華工史料』を見よ。

29) John. W. Foster: <American Diplomacy in the Orient> P.280.

30) W. Stewart: <Chinese Bondage in Peru>『中国近代対外貿易史資料』912ページを見よ。

31) 倚剣生：『中外大事滙記』交渉，第四十二，19ページ,『中国近代対外農業史資料』第一輯，941ページ。

32) アメリカ国務省編：美国外交檔案，1866年第一巻（殷汝耜輯『美国侵華史』第二巻500ページより重引）

33)『美国迫害華工史料』46．52ページ。

34) 1874年4月8日頓洛甫領事の哈湾拿より徳兩卑爵へ送った書簡。『関于"澳門移民"問題通汎滙編』3ページを見よ。

35) John. W. Foster: <American Diplomacy in the Orient> P.280.

36) P. C. Campbell: "英領マラヤの猪仔貿易"，訳文は『南洋研究』第一巻5号に掲載されている。

37) 梁啓超「記華工禁約」『反美華工禁約文学集』509ページを見よ。